

## 一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請等に係る法令試験問題

正解数	問
	／30問

事業者名	:	_____
受験者名	:	_____

## 【○×問題】

以下の各設問のうち、正しいものは「○」を、正しくないものは「×」を別紙の解答欄に記入してください。

1. 道路運送法の一般貸切旅客自動車運送事業は、一個の契約により乗車定員10人以上の自動車を貸し切って旅客を運送する事業である。
2. 一般旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行わせるため、国土交通省令で定める営業所ごとに、運行管理者資格者証の交付を受けている者のうちから、運行管理者を選任しなければならない。
3. 一般旅客自動車運送事業者は、運行管理者がその業務として行う助言を尊重しなければならない。
4. 国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業者の事業について旅客の利便を阻害している事実があると認められた場合に限り、事業改善を命ずることができる。
5. 一般貸切旅客自動車運送事業における事業用自動車には、その自動車の外側に「一般」と表示しなければならない。
6. 一般貸切旅客自動車運送事業廃止届出書には、「廃止する理由」を記載する必要がある。

7. 旅客自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員については注視して事業用自動車に乗務させる必要がある。
8. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、夜間において長距離の運行を行う事業用自動車に乗務する運転者に対して当該乗務の途中において少なくとも1回電話その他方法により点呼を行わなければならない。
9. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が転任、退職その他の理由により運転者でなくなった場合には、当該運転者に係る乗務員台帳を保存しておく必要はない。
10. 旅客自動車運送事業者は、五十五才以上の運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた適性診断を受けさせなければならない。
11. 事業用自動車の故障等により踏切内で運行不可能となったときは、速やかに、旅客を誘導して退避させるとともに、列車に対し適切な防護措置をとらなければならない。
12. 自動車検査証の有効期間は、旅客を運送する自動車運送事業の用に供する自動車にあつては二年とする。（ただし、検査対象軽自動車は除く）
13. 整備管理者は、法令に定める方法で行った日常点検の結果に基づき、運行の可否を決定しなければならない。

### 【三択問題】

以下の各設問の（ ）内に入る正しい語句を [ ] 内から選択し、別紙の解答欄に該当するアルファベットを記入してください。

14. 一般旅客自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の（ ）を受けなければならない。  
[ A. 承認 B. 許可 C. 免許 ]
15. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客の運賃及び料金を定め、あらかじめ国土交通大臣に届け出なければならない。これを（ ）しようとするときも同様とする。  
[ A. 変更 B. 値上げ C. 値下げ ]
16. 一般旅客自動車運送事業者は、（ ）により、旅客の運送をしなければならない。

[ A. 車両に乗り込んだ順序 B. 運賃等を支払った順序 C. 運送の申込みを受けた順序 ]

17. 一般旅客自動車運送事業者は、営業所ごとに配置する事業用自動車の数の変更をしようとするときは、あらかじめ、( ) を国土交通大臣に届け出なければならない。

[ A. 事業計画変更事前届出書 B. 運行計画変更事前届出書 C. 業務計画変更事前届出書 ]

18. 一般旅客自動車運送事業の譲渡及び譲受は、国土交通大臣の( )を受けなければ、その効力を生じない。

[ A. 許可 B. 認可 C. 承認 ]

19. 旅客自動車運送事業者は、天災その他の理由により輸送の安全の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、事業用自動車の( )に対する必要な指示その他輸送の安全のための措置を講じなければならない。

[ A. 乗務員 B. 旅客 C. 車両 ]

20. 旅客自動車運送事業者は、過労の防止を十分考慮して、国土交通大臣が告示で定める基準に従つて、事業用自動車の運転者の( )及び乗務時間を定め、当該運転者にこれらを遵守させなければならない。

[ A. 休憩時間 B. 勤務時間 C. 出勤時間 ]

21. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、乗務員の氏名等を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において( )保存しなければならない。

[ A. 六ヶ月間 B. 一年間 C. 三年間 ]

22. 旅客自動車運送事業者(個人タクシー事業者を除く。)は、( )以内の期間を定めて使用される者を事業用自動車の運転者として選任してはならない。

[ A. 二ヶ月 B. 六ヶ月 C. 一年 ]

23. 旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車の運転者に対し、国土交通大臣が告示で定めるところにより、主として運行する路線又は営業区域の状態及びこれに対処することができる運転技術並びに法令に定める( )に関する事項について適切な指導監督をしなければならない。

[ A. 自動車の運転 B. 事業計画 C. 運行管理 ]

24. 旅客自動車運送事業者は、運転者として新たに雇い入れた者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた( )を受けさせなければならない。

[ A. 指導教育 B. 健康診断 C. 適性診断 ]

25. 旅客自動車運送事業の（ ）は、事業用自動車の運転者に対し、旅客自動車運送事業運輸規則第24条の点呼を行い、報告を求め、指示を与え、記録し、及びその記録を保存し、並びにアルコール検知器を常時有効に保持すること。

[ A. 代表者 B. 運行管理者 C. 従業員 ]

26. 旅客自動車運送事業者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、（ ）運行管理者に国土交通大臣が告示で定める講習であって国土交通大臣の認定を受けたものを受けさせなければならない。

[ A. 新たに雇い入れた B. 新たに就任した C. 新たに選任した ]

27. 自動車の（ ）は、当該自動車道路運送車両法の規定に基づく保安基準に適合するように必要な整備をしなければならない。

[ A. 運転手 B. 所有者 C. 使用者 ]

28. 旅客自動車運送事業者は、その使用する自動車について重大事故があった場合には、（ ）以内に自動車事故報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

[ A. 十五日 B. 三十日 C. 六十日 ]

#### 【数字記入問題】

以下の各設問の（ ）にあてはまる数字を別紙の解答欄に記入してください。

29. 一般旅客自動車運送事業者（路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者を除く。）はその事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その（ ）日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

30. 旅客自動車運送事業者は、運行管理者を選任した場合は、当該届出事由の発生した日から（ ）日以内に営業所の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長に届け出なければならない。

## 一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請等に係る法令試験問題（解答）

- 1.（運送法3条）道路運送法の一般貸切旅客自動車運送事業は、一個の契約により乗車定員11人以上の自動車を貸し切って旅客を運送する事業である。（×）
- 2.（運送法23条1項）一般旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行わせるため、国土交通省令で定める営業所ごとに、運行管理者資格者証の交付を受けている者のうちから、運行管理者を選任しなければならない。（○）
- 3.（運送法23条の5）一般旅客自動車運送事業者は、運行管理者がその業務として行う助言を尊重しなければならない。（○）
- 4.（運送法31条）国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業者の事業について旅客の利便その他公共の福祉を阻害している事実があると認められるときは、事業改善を命ずることができる。（×）
- 5.（運送法95条）一般貸切旅客自動車運送事業における事業用自動車には、その自動車の外側に「貸切」と表示しなければならない。（×）
- 6.（運送法施行規則25条）一般貸切旅客自動車運送事業廃止届出書には、「廃止する理由」を記載する必要がある。（○）
- 7.（運輸規則21条5項）旅客自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。（×）
- 8.（運輸規則24条3項）一般貸切旅客自動車運送事業者は、夜間において長距離の運行を行う事業用自動車に乗務する運転者に対して当該乗務の途中において少なくとも1回電話その他方法により点呼を行わなければならない。（○）
- 9.（運輸規則37条2項）旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が転任、退職その他の理由により運転者でなくなった場合には、直ちに、当該運転者に係る乗務員台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、これを三年間保存しなければならない。（×）
- 10.（運輸規則38条）旅客自動車運送事業者は、六十五才以上の運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、

かつ、国土交通大臣の認定を受けた適性診断を受けさせなければならない。( × )

- 1 1. (運輸規則 5 1 条 2 項) 事業用自動車の故障等により踏切内で運行不可能となったときは、速やかに、旅客を誘導して退避させるとともに、列車に対し適切な防護措置をとらなければならない。( ○ )
- 1 2. (車両法第 6 1 条 1 項) 自動車検査証の有効期間は、旅客を運送する自動車運送事業の用に供する自動車にあっては一年とする。(ただし、検査対象軽自動車は除く)  
( × )
- 1 3. (車両法施行規則第 3 2 条 1 項 2 号) 整備管理者は、法令に定める方法で行った日常点検の結果に基づき、運行の可否を決定しなければならない。( ○ )
- 1 4. (運送法 4 条) 一般旅客自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の(B:許可)を受けなければならない。
- 1 5. (運送法 9 条の 2 1 項) 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客の運賃及び料金を定め、あらかじめ国土交通大臣に届け出なければならない。これを(A:変更)しようとするときも同様とする。
- 1 6. (運送法 1 4 条) 一般旅客自動車運送事業者は、(C:運送の申込みを受けた順序)により、旅客の運送をしなければならない。
- 1 7. (運送法 1 5 条 3 項) 一般旅客自動車運送事業者は、営業所ごとに配置する事業用自動車の数の変更をしようとするときは、あらかじめ、(A:事業計画変更事前届出書)を国土交通大臣に届け出なければならない。
- 1 8. (運送法 3 6 条 1 項) 一般旅客自動車運送事業の譲渡及び譲受は、国土交通大臣の(B:認可)を受けなければ、その効力を生じない。
- 1 9. (運輸規則 2 0 条) 旅客自動車運送事業者は、天災その他の理由により輸送の安全の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、事業用自動車の(A:乗務員)に対する必要な指示その他輸送の安全のための措置を講じなければならない。
- 2 0. (運輸規則 2 1 条 1 項) 旅客自動車運送事業者は、過労の防止を十分考慮して、国土交通大臣が告示で定める基準に従って、事業用自動車の運転者の(B:勤務時間)及び乗務時間を定め、当該運転者にこれを遵守させなければならない。
- 2 1. (運輸規則 2 6 条の 2) 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、乗務員の氏名等を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において(C:

三年間）保存しなければならない。

- 22.（運輸規則36条）旅客自動車運送事業者（個人タクシー事業者を除く。）は、（A:二ヶ月）以内の期間を定めて使用される者を事業用自動車の運転者として選任してはならない。
- 23.（運輸規則38条1項）旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車の運転者に対し、国土交通大臣が告示で定めるところにより、主として運行する路線又は営業区域の状態及びこれに対処することができる運転技術並びに法令に定める（A:自動車の運転）に関する事項について適切な指導監督をしなければならない。
- 24.（運輸規則38条2項2号）旅客自動車運送事業者は、運転者として新たに雇い入れた者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた（C:適性診断）を受けさせなければならない。
- 25.（運輸規則48条1項6号）旅客自動車運送事業の（B:運行管理者）は、事業用自動車の運転者に対し、旅客自動車運送事業運輸規則第24条の点呼を行い、報告を求め、指示を与え、記録し、及びその記録を保存し、並びにアルコール検知器を常時有効に保持すること。
- 26.（運輸規則48条の4）旅客自動車運送事業者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、（C:新たに選任した）運行管理者に国土交通大臣が告示で定める講習であつて国土交通大臣の認定を受けたものを受けさせなければならない。
- 27.（車両法47条の2）自動車の（C:使用者）は、当該自動車道路運送車両法の規定に基づく保安基準に適合するように必要な整備をしなければならない。
- 28.（事故報告規則3条）旅客自動車運送事業者は、その使用する自動車について重大事故があつた場合には、（B:三十日）以内に自動車事故報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。
- 29.（運送法38条）一般旅客自動車運送事業者（路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者を除く。）はその事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その（30）日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- 30.（運輸規則68条）旅客自動車運送事業者は、運行管理者を選任した場合は、当該届出事由の発生した日から（15）日以内に営業所の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長に届け出なければならない。